

植物防疫法施行規則及び関係告示の一部改正について

平成 24 年 6 月
消費・安全局植物防疫課

1 改正の趣旨

- (1) 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）においては、有害動物及び有害植物（以下「有害動植物」という。）の我が国への侵入を防止するため、科学的な根拠に基づく有害動植物のリスク分析（以下「病虫害リスク分析」という。）の結果に従って輸入検疫措置を実施している。具体的には、
- ① 検疫有害動植物を学名をもってリスト化するとともに（法第5条の2）
 - ② 輸入時の検査では発見が困難であるが栽培地における検査では発見が容易である検疫有害動植物の寄主植物について、特定の地域から輸入される場合は、栽培地検査（当該植物の栽培地において輸出国の政府機関により行われる検疫有害動植物の付着の有無の検査をいう。以下同じ。）の結果当該検疫有害動植物が付着していないことを確認等した旨を記載した検査証明書の添付を必要とすること（法第6条第2項）
 - ③ 輸入時の検査では発見が極めて困難であるなど特にリスクの高い検疫有害動植物の寄主植物について、特定の地域から輸入される場合は、原則として輸入の禁止の対象とすること（法第7条第1項）
 - ④ 輸入時の検査の結果、検疫有害動植物の付着があった場合は、植物の廃棄、消毒等の処分を行うこと（法第9条第1項）
- 等の輸入検疫措置を実施している。また、国内に侵入している検疫有害動植物のまん延を防止するため、特定の地域内にある当該検疫有害動植物の寄主植物については、他の地域への移動の禁止の対象とする（法第16条の3第1項）等の国内検疫措置を実施している。
- (2) 近年、輸入植物の種類や輸出国が増加・多様化している中で、効果的かつ効率的な植物検疫措置を実施するため、我が国においては、定期的に病虫害リスク分析を行い、その結果に基づいて継続的・段階的に検疫有害動植物のリストや植物検疫措置の内容を見直すこととしている。今般、その一環として植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）等について所要の改正を行うこととする。

2 改正の内容

- (1) 検疫有害動植物のリストの見直し（規則第5条の2関係）
検疫有害動植物のリストについては、規則別表1において
- ① 病虫害リスク分析の結果、まん延した場合に有用な植物に損害を与えることが明らかである有害動植物について、検疫有害動植物として規定するとともに（規則別表1の第1の1及び第2の1）、

② まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動植物について、平成23年3月7日農林水産省告示第542号（以下「指定告示」という。）で規定し（規則別表1の第1の2及び第2の2）、指定告示において、

ア 病害虫リスク分析が終了していない有害動植物については、暫定的に検疫有害動植物として規定し（指定告示第1号の表の1及び第2号の表の1）、

イ アの有害動植物に属するもののうち、病害虫リスク分析が終了し、輸入検疫措置を講ずることが不要と判断された有害動植物については、まん延した場合に有用な植物に損害を与えることが確認されていない有害動植物から除かれる有害動植物（以下「非検疫有害動植物」という。）として規定している（指定告示第1号の表の2及び第2号の表の2）。

今回の改正においては、

- ① 検疫有害動植物について、規則別表1を別紙1のとおり、指定告示を別紙2のとおりそれぞれ見直すとともに、
- ② 非検疫有害動植物について、指定告示を別紙3のとおり見直すこととする。

（2）輸出国での栽培地検査の対象とする地域及び植物の見直し

（規則第5条の4関係）

輸出国での栽培地検査の対象とする地域及び植物について、規則別表1の2を別紙4のとおり見直すこととする。

（3）輸入の禁止の対象とする地域及び植物の見直し（規則第9条関係）

輸入の禁止の対象とする地域及び植物について、

- ① 規則別表2において、全面的に輸入の禁止の対象とする地域及び植物を規定し、
- ② 規則別表2の2において、一定の基準（以下「除外基準」という。）を満たす場合を除き輸入の禁止の対象とする地域及び植物並びに除外基準を規定している。

今回の改正においては、規則別表2を別紙5のとおり、規則別表2の2を別紙6のとおりそれぞれ見直すこととする。

（4）廃棄、消毒等の処分の対象とする検疫有害動植物の見直し

（規程第3条第1項第4号関係）

輸入検疫措置の具体的な手続等については、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）で定めており、輸入時の検査の結果、検疫有害動植物（規則別表2に掲げるものを除く。）が発見された場合における廃棄、消毒等の処分については、規程別表第2において規定している。

今回の改正においては、（1）の見直しに伴い、廃棄、消毒等の処分の対象とする検疫有害動植物について、規程別表第2を別紙7のとおり見直すこととする。

（5）国内での移動の禁止の対象とする植物の見直し（規則第35条の7関係）

（3）の見直しに伴い、国内での移動の禁止の対象とする植物について、規則別表6を別紙8のとおり見直すこととする。

3 今後の進め方（予定）

（平成24年）

- 5月22日 パブリックコメントの募集開始
- 6月13日 公聴会開催
- 6月20日 パブリックコメントの募集終了
- 7月上旬 公聴会及びパブリックコメントにおける意見等への見解を公表
- 7月下旬 省令の改正等（官報公示）

（平成25年）

- 1月下旬 栽培地検査要求関係を除き省令等施行
- 7月下旬 栽培地検査要求関係のみについて省令施行

検疫有害動植物の指定の見直し①

1. 病害虫リスク分析の結果に基づき、以下の有害動植物について、検疫有害動植物として規則の別表 1 の第 1 の 1 及び第 2 の 1 に掲げる有害動植物に追加する。

(1) 有害動物

種類	学名	備考
1) 節足動物	<i>Acalymma vittatum</i>	コウチュウ目ハムシ科
	<i>Adoretus versutus</i>	コウチュウ目コガネムシ科
	<i>Aleurodicus cocois</i>	カメムシ目コナジラミ科
	<i>Aleurodicus dispersus</i>	カメムシ目コナジラミ科
	<i>Amblypelta cocophaga</i>	カメムシ目ヘリカメムシ科
	<i>Amblypelta lutescens</i>	カメムシ目ヘリカメムシ科
	<i>Amsacta moorei</i>	チョウ目ヒトリガ科
	<i>Anticarsia gemmatilis</i>	チョウ目ヤガ科
	<i>Aonidomytilus albus</i>	カメムシ目マルカイガラムシ科
	<i>Ceroplastes destructor</i>	カメムシ目カタカイガラムシ科
	<i>Ceroplastes rusci</i>	カメムシ目カタカイガラムシ科
	<i>Chaetocnema pulicaria</i>	コウチュウ目ハムシ科
	<i>Chrysodeixis includens</i>	チョウ目ヤガ科
	<i>Clavigralla tomentosicollis</i>	カメムシ目ヘリカメムシ科
	<i>Costelytra zealandica</i>	コウチュウ目コガネムシ科
	<i>Cricula trifenestrata</i>	チョウ目ヤママユガ科
	<i>Diaprepes abbreviatus</i>	コウチュウ目ゾウムシ科
	<i>Diaprepes splengleri</i>	コウチュウ目ゾウムシ科
	<i>Edessa mediatubunda</i>	カメムシ目カメムシ科
	<i>Epichoristodes acerbella</i>	チョウ目ハマキガ科
	<i>Epidiaspis leperii</i>	カメムシ目マルカイガラムシ科
	<i>Eulecanium tiliae</i>	カメムシ目カタカイガラムシ科
	<i>Euproctis chrysorrhoea</i>	チョウ目ドクガ科
	<i>Formicococcus njalensis</i>	カメムシ目コナカイガラムシ科
	<i>Gryllotalpa gryllotalpa</i>	バッタ目ケラ科
	<i>Lambdina fiscellaria</i>	チョウ目シャクガ科
	<i>Macropsectra nararia</i>	チョウ目イラガ科
	<i>Malacosoma dissitria</i>	チョウ目カレハガ科
	<i>Malacosoma parallela</i>	チョウ目カレハガ科
	<i>Mamestra configurata</i>	チョウ目ヤガ科
	<i>Melolontha melolontha</i>	コウチュウ目コガネムシ科
	<i>Murgantia histrionica</i>	カメムシ目カメムシ科
	<i>Oligonychus peruvianus</i>	ダニ目ハダニ科
	<i>Orgyia leucostigma</i>	チョウ目ドクガ科
	<i>Otiorhynchus armadillo</i>	コウチュウ目ゾウムシ科

	<i>Otiorhynchus salicicola</i>	コウチュウ目ゾウムシ科
	<i>Otiorhynchus singularis</i>	コウチュウ目ゾウムシ科
	<i>Paracoccus marginatus</i>	カメムシ目コナカイガラムシ科
	<i>Phyllophaga smithi</i>	コウチュウ目コガネムシ科
	<i>Planococcus kenya</i>	カメムシ目コナカイガラムシ科
	<i>Proeulia chrysopteris</i>	チョウ目ハマキガ科
	<i>Pseudotheraptus wayi</i>	カメムシ目ヘリカメムシ科
	<i>Rastrococcus iceryoides</i>	カメムシ目コナカイガラムシ科
	<i>Saturnia pavonia</i>	チョウ目ヤママユガ科
	<i>Saturnia pyri</i>	チョウ目ヤママユガ科
	<i>Schistocerca gregaria</i>	バッタ目バッタ科
	<i>Sitobion fragariae</i>	カメムシ目アブラムシ科
	<i>Thyridopteryx ephemeraeformis</i>	チョウ目ミノガ科
	<i>Trialeurodes ricini</i>	カメムシ目コナジラミ科
	<i>Zonocerus elegans</i>	バッタ目オンブバッタ科
2) 線虫	<i>Heterodera goettingiana</i>	エンドウシストセンチュウ
	<i>Heterodera zeae</i>	トウモロコシシストセンチュウ

(2) 有害植物

種類	学名	備考
1) 真菌及び粘菌	<i>Alternaria trititica</i>	
	<i>Claviceps gigantea</i>	
	<i>Stenocarpella macrospora</i>	
	<i>Tilletia indica</i>	

2. 以下の有害動物について、病虫害リスク分析の結果を更新する必要があるため、規則別表1の第1の1から除外し、同表の第1の2の有害動物として指定告示に規定する。

(1) 有害動物

種類	学名等	備考
1) 節足動物	<i>Frankliniella fusca</i>	和名：タバコアザミウマ（仮称）
	<i>Treptoplatypus solidus</i>	和名：トガリハネナガキクイムシ

検疫有害動植物の指定の見直し②

1. 以下の有害動物について、病害虫リスク分析の結果、有害動物に該当しないと判断されたことから、指定告示第 1 号の表から削除する。

有害動物
Ciidae (ツツキノコムシ科)
Colydiidae (ホソカタムシ科)
Monotomidae (ネスイムシ科)

2. 以下の有害植物の名称について、所要の見直しを行う。

現行	見直し後	見直す理由
<i>Alternaria</i> [SYN : <i>Trichoconiella</i>] 属	<i>Alternaria</i> 属	本属のシノニムとして <i>Trichoconiella</i> を掲載することは正確でないため。
<i>Choanephora</i> [SYN : <i>Choanophoroidea</i>] 属	<i>Choanephora</i> 属	本属のシノニムとして <i>Choanophoroidea</i> を掲載することは正確でないため。
<i>Passalora</i> [SYN : <i>Fulvia</i>] 属	<i>Passalora</i> 属	本属のシノニムとして <i>Fulvia</i> を掲載することは正確でないため。

検疫有害動植物の指定の見直し③

病害虫リスク分析の結果に基づき、以下の有害動植物について、非検疫有害動植物として指定告示第 1 号の表の 2 及び第 2 号の表の 2 に掲げる有害動植物に追加する。

(1) 有害動物

種類	学名等	和名	備考
節足動物	<i>Acrolepiopsis sapporensis</i>	ネギコガ	チョウ目アトヒゲコガ科
	<i>Anaphothrips obscurus</i>	クサキイロアザミウマ	アザミウマ目アザミウマ科
	<i>Anaphothrips sudanensis</i>	アワキオビアザミウマ	アザミウマ目アザミウマ科
	<i>Araecerus coffeae</i>	ワタミヒゲナガゾウムシ	コウチュウ目ヒゲナガゾウムシ科
	<i>Autographa gamma</i>	ガマキンウワバ	チョウ目ヤガ科
	<i>Cetonia pilifera</i>	ナミハナムグリ	コウチュウ目コガネムシ科
	<i>Delia antiqua</i>	タマネギバエ	ハエ目ハナバエ科
	<i>Diaspis boisduvalii</i>	ランシロカイガラムシ	カメムシ目マルカイガラムシ科
	<i>Echinothrips americanus</i>	モトジロアザミウマ	アザミウマ目アザミウマ科
	<i>Eysarcoris aeneus</i>	トゲシラホシカメムシ	カメムシ目カメムシ科
	<i>Eysarcoris guttiger</i>	マルシラホシカメムシ	カメムシ目カメムシ科
	<i>Haplothrips aculeatus</i>	イネクダアザミウマ	アザミウマ目クダアザミウマ科
	<i>Hemiberlesia palmae</i>	ジャワマルカイガラムシ	カメムシ目マルカイガラムシ科
	<i>Liriomyza chinensis</i>	ネギハモグリバエ	ハエ目ハモグリバエ科
	<i>Lyctoxylon dentatum</i>	アラゲヒラタキクイムシ	コウチュウ目ヒラタキクイムシ科
	<i>Megalurothrips distalis</i>	マメハナアザミウマ	アザミウマ目アザミウマ科
	<i>Melanagromyza sojae</i>	ダイズクキモグリバエ	ハエ目ハモグリバエ科
	<i>Mycterothrips glycines</i>	ダイズアザミウマ	アザミウマ目アザミウマ科
	<i>Orthonama obstipata</i>	トビスジヒメナミシヤク	チョウ目シヤクガ科
	<i>Paralipsa gularis</i>	イッテンコクガ	チョウ目メイガ科
	<i>Parlatoria ziziphi</i>	ヒメクロカイガラムシ	カメムシ目マルカイガラムシ科
	<i>Pinnaspis strachani</i>	コンマカイガラムシ	カメムシ目マルカイガラムシ科

<i>Pseudaonidia duplex</i>	ミカンマルカイガラムシ	カメムシ目マルカイガラムシ科
<i>Pyrrhocoris sibiricus</i>	フタモンホシカメムシ	カメムシ目ホシカメムシ科
<i>Sancassania berlesei</i>	ゴミコナダニ	ダニ目コナダニ科
<i>Spodoptera exigua</i>	シロイチモジヨトウ	チョウ目ヤガ科
<i>Stenchaetothrips biformis</i>	イネアザミウマ	アザミウマ目アザミウマ科
<i>Taeniothrips eucharis</i>	オモトアザミウマ	アザミウマ目アザミウマ科
<i>Thrips nigropilosus</i>	クロゲハナアザミウマ	アザミウマ目アザミウマ科
<i>Trichoplusia ni</i>	イラクサギンウワバ	チョウ目ヤガ科

(2) 有害植物

種類	学名	和名	備考
1) 真菌及び粘菌	<i>Alternaria dauci</i>	ニンジン黒葉枯病菌	
	<i>Alternaria dianthi</i>	カーネーション斑点病菌	

輸出国での栽培地検査の対象とする地域及び植物の見直し

新たな科学的知見に基づき、輸出国での栽培地検査の対象とする地域及び植物について、次のとおり見直しを行う。

(1) 対象地域の見直し

検疫有害動植物	追加する地域	削除する地域	見直しの理由
<i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ)	ドイツ	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)	スイス	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)	南スーダン、ニュー・カレドニア	(該当なし)	対象地域である旧スーダンから独立した南スーダンは対象地域であると判断したため。 また、ニュー・カレドニアについては文献で確認されたため。
<i>Phytophthora kernoviae</i>	アイルランド	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Phytophthora ramorum</i>	ギリシャ、セルビア、フィンランド、リトアニア	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	インド、イタリア、ナイジェリア	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Pantoea stewartii</i> (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌)	ボリビア	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Broad bean stain virus</i> (ソラマメステインウイルス)	南スーダン	(該当なし)	対象地域である旧スーダンから独立した南スーダンは対象地域であると判断したため。
<i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラマメトゥルーモザイクウイルス)	南スーダン	(該当なし)	対象地域である旧スーダンから独立した南スーダンは対象地域であると判断したため。
<i>Plum pox virus</i> (ウメ輪紋ウイルス)	デンマーク、ベラルーシ、ラトビア、チュニ	(該当なし)	文献で確認されたため。

	ジア		
<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ポテトスピンドルチューバーウイルス)	オーストリア、ギリシャ、スロベニア、チェコ	(該当なし)	文献で確認されたため。

(2) 対象植物の見直し

検疫有害動植物	追加する植物	削除する植物	見直しの理由
<i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)	次の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの ケロシア・ニティダ	次の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの けいとう	従来対象植物となっていたけいとうの根拠文献を再精査した結果、対象植物とすべきは同属のケロシア・ニティダであることが明らかとなったため。
<i>Phytophthora kernoviae</i>	次の生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの あめりかいわなんてん、ウアッキニウム・ミルティルス、せいようちのき、せこいあおすぎ、チェリモヤ、ポドカルプス・サリグヌス、ヨーロッパぐり、ロマティア・ミリコイデス	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Phytophthora ramorum</i>	次の植物の生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの ヒドランゲア・シーマニアイ (<i>Hydrangea seemannii</i>)、からまつ属植物、ガリア属植物、しやりんとう属植物、ショワジア属植物、ていかかずら属植物、はなずおう属植物、ひいらぎなんてん属植物、フ	次の植物の生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの あめりかてまりしもつけ※、ガリア・エリプティカ※、ショワジア・テルナタ※、せいようひいらぎなんてん※、はなずおう※、ひめゆずりは※ ※これら植物につい	文献で確認されたため。

	イソカルプス属植物、めぎ属植物、ゆずりは属植物	ては、それぞれを含む属として新たに規制対象となるもので、規制対象から実質的に除外されるものではない。	
--	--------------------------------	---	--

輸入の禁止の対象とする地域及び植物の見直し
(植物防疫法施行規則第 9 条及び別表 2 関係)

新たな科学的知見に基づき、全面的に輸入の禁止を対象とする地域及び植物について、次のとおり見直しを行う。

(1) 対象地域の見直し

検疫有害動植物	追加する地域	削除する地域	見直しの理由
<i>Ceratitis capitata</i> (チチュウカイミバエ)	イラン	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Bactrocera tryoni</i> (クインスランドミバエ)	(該当なし)	イースター島	文献により根絶が確認されたため。
<i>Bactrocera cucurbitae</i> (ウリミバエ)	アフガニスタン、ウガンダ、ガンビア、コンゴ共和国、スーダン、セーシェル、トーゴ、ナイジェリア、南スーダン	エジプト	アフガニスタン、ウガンダ、ガンビア、コンゴ共和国、スーダン、セーシェル、トーゴ及びナイジェリアについては文献で確認されたため。 南スーダンは対象地域である旧スーダンから独立したものであり対象地域であると判断。 エジプトによる発生調査の結果、当該地域には発生していないとする公式な報告があるため。
<i>Cydia pomonella</i> (コドリンガ)	(該当なし)	ミャンマー	旧英領インド (ミャンマーが含まれていた) での発生という古い情報を根拠としていたもので、再精査の結果、当該地域には全く発生記録のないことが確認されたため。
<i>Cylas formicarius</i> (アリモドキゾウムシ)	アメリカ合衆国	北米 (カナダを除く。)	北米 (カナダを除く。) からの読み替えで実質的な変更ではない。
<i>Euscepes postfasciatus</i> (イモゾウムシ)	アメリカ合衆国	北米 (カナダを除く。)	北米 (カナダを除く。) からの読み替えで実質的な変更ではない。
<i>Leptinotarsa decemlineata</i> (コロラドハムシ)	中華人民共和国、イラク、イラン、アゼルバイジャン、アルメニア、	(該当なし)	文献で確認されたため。

	ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、モルドバ、リトアニア、ルーマニア、ロシア		
<i>Globodera rostochiensis</i> (ジャガイモシストセンチュウ)	ボスニア・ヘルツェゴビナ、アメリカ合衆国※、カナダ※	北米※	ボスニア・ヘルツェゴビナについては、文献で確認されたため。 ※アメリカ合衆国及びカナダの追加並びに北米の削除は、読み替えて実質的な変更ではない。
<i>Globodera pallida</i> (ジャガイモシロシストセンチュウ)	ブルガリア、ポーランド	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Mayetiola destructor</i> (ヘシアンバエ)	シリア、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国※、カナダ※	イラン、北米※、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ	シリア、チュニジア及びモロッコの追加については、文献で確認されたため。 イラン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラス及びメキシコの削除については、包括的に発生地域としていたものが、再精査の結果、特定の発生地域に限定されたため。 ※アメリカ合衆国及びカナダの追加並びに北米の削除は、読み替えて実質的な変更ではない。
<i>Erwinia amylovora</i> (火傷病菌)	アルジェリア	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Candidatus Liberibacter africanus</i> (カンキツグリーニング病菌アフリカ型) <i>Candidatus Liberibacter americanus</i> (カンキツグリーニング病菌アメリカ型) <i>Candidatus Liberibacter</i>	アメリカ領バーズン諸島、コスタリカ、ジャマイカ、ニカラグア、ベリーズ	(該当なし)	文献で確認されたため。

asiaticus (カンキツグリーン グ病菌アジア型)			
---------------------------------	--	--	--

(2) 対象植物の見直し

検疫有害動植物	追加する植物	削除する植物	見直しの理由
<i>Ceratitis capitata</i> (チチュウカイミバエ)	次の植物の生果実 ナンセ	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Bactrocera dorsalis</i> species complex (ミカンコミバエ種群)	次の植物の生果実 ロリニア属植物	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Bactrocera tryoni</i> (クインスランドミバエ)	次の植物の生果実 きだちとうがらし、とうがらし、すのき(こけもも)属植物、ロリニア属植物	次の植物の生果実 ししとうがらし	すのき(こけもも)属植物及びロリニア属植物については、文献で確認されたため。 きだちとうがらし及びとうがらしの追加並びにししとうがらしの削除は、対象範囲をより明確にするためのものであり実質的な変更ではない。
<i>Bactrocera cucurbitae</i> (ウリミバエ)	次の植物の生果実 きだちとうがらし、とうがらし	次の植物の生果実 ししとうがらし	きだちとうがらし及びとうがらしの追加並びにししとうがらしの削除は、対象範囲をより明確にするためのものであり実質的な変更ではない。
<i>Leptinotarsa decemlineata</i> (コロロハムシ)	(該当なし)	次の植物の生茎葉 キャベツ	根拠とする文献を再精査した結果、室内の試験においてなす科植物がない場合にまれにキャベツを食すものであって、かつ、キャベツにおいて世代交代を繰り返すことはないことが判明したことから、寄主植物ではないと判断したため。
<i>Radopholus citrophilus</i> (カンキツネモグリセンチュウ)	次の植物の生植物の地下部 きだちとうがらし	(該当なし)	文献等により根拠が確認できたため。

輸入の禁止の対象とする地域及び植物並びに除外基準の見直し
(植物防疫法施行規則第9条及び別表2の2関係)

新たな科学的知見に基づき、除外基準を満たす場合を除き輸入の禁止の対象とする地域及び植物並びに除外基準について、次のとおり見直しを行う。

(1) 対象地域の見直し

検疫有害動植物及び措置の基準	追加する地域	削除する地域	見直しの理由
<i>Phytophthora kernoviae</i> に対する熱処理	アイルランド	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Phytophthora ramorum</i> に対する熱処理	ギリシャ、セルビア、フィンランド、リトアニア	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ポテトスピンドルチューバーウィroid) に対する精密検査	オーストリア、ギリシャ、スロベニア、チェコ	(該当なし)	文献で確認されたため。

(2) 対象植物の見直し

検疫有害動植物及び措置の基準	追加する植物	削除する植物	見直しの理由
<i>Phytophthora kernoviae</i> に対する熱処理	次の植物の葉、枝、樹皮その他の部分（種子及び果実を除く。）並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの あめりかいわなんてん、ウァッキニウム・ミルティルス、せいようとちのき、せこいあおすぎ、チェリモヤ、ポドカルプス・サリグヌス、ヨーロッパぐり、ロマティア・ミリコイデス	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Phytophthora ramorum</i> に対する熱処理	次の植物の葉、枝、樹皮その他の部分（種子	次の植物の葉、枝、樹皮その他の部分（種子	文献で確認されたため。

	及び果実を除く。)並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの	及び果実を除く。)並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの	
	ヒドラングエア・シーマニアイ (<i>Hydrangea seemannii</i>)、からまつ属植物、ガリア属植物、しやりんとう属植物、ショワジア属植物、ていかかずら属植物、はなずおう属植物、ひいらぎなんてん属植物、フィソカルプス属植物、めぎ属植物、ゆずりは属植物	あめりかてまりしもつけ※、ガリア・エリプティカ※、ショワジア・テルナタ※、せいようひいらぎなんてん※、はなずおう※、ひめゆずりは※ ※これら植物については、それぞれを含む属として新たに規制対象となるもので、規制対象から実質的に除外されるものではない。	
<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ポテトスピンドルチューバーウィロイド) に対する精密検査	次の植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの タマサngo、カリブラコア属植物、ケストルム属植物、ダリア属及びペチュニア属植物	次の植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの ダリア※、ペチュニア※ ※属として新たに規制対象となるもので、規制対象から実質的に除外されるものではない。	文献で確認されたため。

(3) 除外基準の見直し

検疫有害動植物	現行の基準	見直し後の基準	見直しの理由
<i>Phytophthora kernoviae</i>	1 [略] 2 1の検査証明書又はその写しには、摂氏七十一度以上で七十五分以上の熱処理が行われ、かつ、 <i>Phytophthora</i>	1 [略] 2 1の検査証明書又はその写しには、摂氏七十一度以上で七十五分以上の熱処理若しくはこれと同等以上の効果を	異なる熱処理条件であっても、我が国が求める条件と同等以上の効果があると科学的に認められるものであれば、検疫的

	<i>kernoviae</i> に侵されていないことが特記されていること。	有すると認められる条件で熱処理が行われ、かつ、 <i>Phytophthora kernoviae</i> に侵されていないことが特記されていること。	安全性は担保できるため。
<i>Phytophthora ramorum</i>	1 [略] 2 1の検査証明書又はその写しには、摂氏七十一度以上で七十五分以上の熱処理が行われ、かつ、 <i>Phytophthora ramorum</i> に侵されていないことが特記されていること。	1 [略] 2 1の検査証明書又はその写しには、摂氏七十一度以上で七十五分以上の熱処理若しくはこれと同等以上の効果を有すると認められる条件で熱処理が行われ、かつ、 <i>Phytophthora ramorum</i> に侵されていないことが特記されていること。	異なる熱処理条件であっても、我が国が求める条件と同等以上の効果があると科学的に認められるものであれば、検疫的安全性は担保できるため。

廃棄、消毒等の処分の対象とする検疫有害動植物の見直し

検疫有害動植物のリストの見直しに伴い、廃棄、消毒等の処分のうち規則第 3 条第 1 項第 4 号の措置の対象となる検疫有害動植物について、次のとおり見直しを行う。

植物の種類		検疫有害動植物	措置
1 果樹類の植物及びさし木、ほ木、だい木、その他根、茎、葉等の植物の部分であって栽培の用に供するもの	1 くるみ、なし、ぶどう、もも、りんご、かんきつ類等	ミカンクロトゲコナジラミ、モモキバガ	検査荷口の全部の焼却
		キシレーラ・ファスティディオーサ、デウテロフォーマ・トラケイフィラ、 デラムボッタスウイルス ウメ輪紋ウイルス	
		ブドウオオハリセンチュウ	検査荷口の全部又はすべての植物の地下部の焼却
	2 アボカド、キウイフルーツ、パインアップル、フェイジョア、マンゴウ等	オディオリンクス・シングラリス、ブドウネアブラムシ、ヨーロッパリンゴアブラムシ、リンゴコカクモンハマキ、ルリカミキリ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却
		カンキツそうか病菌、根頭がんしゅ病菌、カンキツトリステザウイルス	
		ロセリニア・ブノデス	検査荷口の全部の焼却
		キフィネマ・ブレウィコレ	検査荷口の全部又はすべての植物の地下部の焼却
		オリゴニクス・コフェアエ、オリーブカタカイガラムシ、オルタガ・エクスウィナケア、シイノコキクイムシ、 ジャラマキカイガラムシ 、ディアク	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全

		リシア・インウェスティ ゴトルム エリスリシウム・サルモニ カラー、アボカド斑点細菌 病菌、トマト黄化えそウイル ス	部又は検疫有害植 物の付着しているも のの薬剤処理又は焼 却
2～4 [略]	[略]	[略]	[略]
5 球根類及びその部 分であって栽培の用 に供するもの	アマリリス、グラジ オラス、クロッカス、 すいせん、ダリア、 チューリップ、にん にく、ヒアシンズ、 ゆり等	シロヘリクチブトゾウムシド レクスレラ・イリディス	検査荷口の全部の焼却
		チューリップサビダニ、エウ メルス・アモエヌス、コブア シハイジマハナアブ、シリッ タ・ピピエンス、スイセンハ ナアブ、 タマネギバ スクレロティニア・バルボラ ム、フィトフトーラ・エリス ロセプティカ、ヒアシンズ黄 腐病菌、タバコ茎えそウイル ス	検疫有害動物の付着し ている検査荷口の全部 のくん蒸、熱処理又は 焼却。検疫有害植物の 付着している検査荷口 の全部又は検疫有害植 物の付着しているもの の薬剤処理又は焼却
		炭そ病菌	検疫有害植物の付着し ている検査荷口の全部 又は検疫有害植物の付 着しているものの焼却
6 前各項に掲げるも の以外の植物及びそ の部分であって栽培 の用に供するもの	1 すいれん、たぬ きも等	スクミリンゴガイ、ウスバ キトビケラ、クロテンシロ ミズメイガ スイレン葉腐病菌	検疫有害動物の付着 している検査荷口の 全部のくん蒸又は焼 却。検疫有害植物の 付着している検査荷 口の全部又は検疫有 害植物の付着してい るものの薬剤処理又 は焼却
		アフリカマイマイ、サビイ ロカスミカメ カーネーションリングスポ ットウイルス	検査荷口の全部の焼 却
	2 前号に掲げるも の以外の植物	オオタバコガ、オンブバッ タ、キスジノミハムシ、 シ キママルカイガラムシ キク半身萎ちょう病菌、宿 根カスミソウ疫病菌、カー	検疫有害動物の付着 している検査荷口の 全部のくん蒸又は焼 却。検疫有害植物の 付着している検査荷 口の全部又は検疫有

		ネーション萎ちょう細菌病 菌	害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却
7～9 [略]	[略]	[略]	[略]
10 生果実及び生野菜	1 オレンジ、かりん、グレープフルーツ、なし、ぶんたん、ポンカン、まるめろ、りんご、レモン等	カリブミバエ、スモモゾウムシ、ナタールミバエ、モモキバガ、ヨーロッパオウトウミバエ、リンゴミバエ	検査荷口の全部の焼却
		エピディアスピス・レペリイ、グラフォリタ・パカルディ、クルミマダラメイガ、フランクリエラ・ウァツキニイ、ミカンキジラミ、ミカンコナカイガラムシ、ミカンコナジラミ、ミカンワタコナジラミ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの焼却
	2 あんず、いちじく、うめ、きんかん、さくらんぼ、ぶどう、もも、ライム等	カンキツ黒星病菌、フィトフトラ・シリंगाエ、モモせん孔細菌病菌	
		黒腐病菌	検疫有害植物の付着しているものの焼却
	3 キウイフルーツ、こけもも、すぐり、ブルーベリー等及び細断された生果実	ニシインドミバエ、バクトロケラ・パシフロラエ、フタスジマンゴウミバエ、メキシコミバエ	検査荷口の全部の焼却
		クサギカメムシ、クロスジコバネアブラムシ、ココアホソガ、バナナコナカイガラムシ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの焼却
	4 ココやし、ドリアン、バナナ、パインアップル等	フィトフトラ・シナモミ、アボカド斑点細菌病菌	
		黒腐病菌、灰色かび病菌	検疫有害植物の付着しているものの焼却
	5 アボカド、パパイヤ、マンゴウ、りゅうがん、れいし等	ヘテロデラ・クルキフェラエ、イチゴクチブトゾウムシ、オオモンシロチョウ、ジャガイモヒメヨコバイ、トウガラシミバエ、バクトロケラ・ククミス	検査荷口の全部の焼却
		アシグロハモグリバエ、ウスカワマイマイ、コウラナ	検疫有害動物の付着している検査荷口の
	6 かぼちゃ、すいか、メロン等		
	7 エンダイブ、かぶ、キャベツ、きゅうり、さといも、しょうが、セロリ、たまねぎ、ト		

	マト、なす、にんじん、にんにく、はくさい、レタス等 8 あさつき、アスパラガス、アーティチョーク、うど、はなやさい、ブロッコリー、まだけ、みょうが、らっきょう、リーキ等 9 いちご、えんどう、おくら、とうがらし、しそ、チコリ、芽キャベツ等及び細断された野菜類	メクジ、テトラニクス・パキフィクス、オンシツコナジラミ、タバコガ、タマキ ギバエ、ハイジマハナアブ、フランクリエラ・スクルツェイ、ヤサイゾウムシ ダイコン萎黄病菌、ハクサイ黒斑病菌、ピティウム・オリガンドラム、トマトかいよう病菌 クロツヤバエ、トウヨウヒメハナバエ	全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの焼却 検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は検疫有害動物の付着しているものの焼却。検疫有害植物の付着しているものの焼却
11、12 [略]	[略]	[略]	[略]
13 油料種子であって栽培の用に供さないもの及び肥料用又は飼料用植物	1 あぶらな、あま、ごま、コブラ、だいず、ひま、べにばな等 2 アルファルファヘイキューブ、アルファルファペレット、米ぬか、大豆かす、ふすま等 3 アルファルファ、チモシー等の乾草	オオコナナガシンクイムシ、グラナリアコクゾウムシ、ノシメマダラメイガ、ヒメアカカツオブシムシ、プレイトス・フル、ワタミヒゲナガゾウムシ オーストラリアヒョウホンムシ、スジマダラメイガ、ヒメアカカツオブシムシ アメリカコバネナガカメムシ、サビイロカスミカメ マジョルカコマイマイ、アルファルファタコゾウムシ、イネミズゾウムシ、ヒプソピギア・コスタリス	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸、熱処理又は焼却 検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却 検査荷口の全部の焼却 検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却
14 殻果類の種子であって栽培の用に供さないもの	1 くり、くるみ等 2 いちょう、カシユーナッツ、はしばみ、ペカン、むきぐり、むきぐる	キディア・カリアナ、クリミガ、クルクリオ・ダウイディ、クルミマダラメイガ、クルミミバエ カシノシマメイガ、コクゾウモドキ、コツノコクヌストモドキ、ホソカクムネヒラタムシ、ワタミヒゲナガ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却 検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却

	み等	ザウム	
15～20 [略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

国内での移動の禁止の対象とする植物の見直し
(植物防疫法施行規則第 35 条の 7 及び別表 6 関係)

全面的に輸入の禁止の対象とする地域及び植物の見直しに伴い、国内での移動の禁止の対象とする植物について、次のとおり見直しを行う。

対象植物の見直し

まん延防止を必要とする有害動植物	追加する植物	削除する植物
ウリミバエ	きだちとうがらし、とうがらし（ピーマンを除く。）の生果実	ししとうがらし（ピーマンを除く。）の生果実